

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成30年6月18日（木曜日）

総務消防委員会

日時 平成30年6月18日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

第69号議案	「質疑・討論・採決」
第70号議案	「質疑・討論・採決」
第80号議案	「質疑・討論・採決」
第81号議案	「質疑・討論・採決」
第86号議案	「質疑・討論・採決」
第87号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

(1) 設楽ダムにかかわる陳情	「質疑・討論・採決」
-----------------	------------

出席委員（6名）

委員長 鈴木達雄	副委員長 山田辰也		
委員 竹下修平	佐宗龍俊	小野田直美	村田康助
議長 丸山隆弘			

欠席委員 なし

参考人

設楽ダムの建設中止を求める会 市野和夫

補助人

設楽ダムの建設中止を求める会 白井倫啓

傍聴者

議員 1人 一般 5人

説明のため出席した者

総務部、企画部、消防本部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 それでは、ただいまから総務消防委員会を開会いたします。

本日は、15日の本会議において、本委員会に付託されました第69号議案、第70号議案、第80号議案、第81号議案、第86号議案及び第87号議案の6議案、並びに議長から送付されました陳情1件について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第69号議案 新城市税条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 大法人の法人市民税等に係る電子申告の義務化ということなのですが、これに至った経緯をもう少し詳しくお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 大法人というのは、1億円以上の資本金のある方をいうわけですが、その大きな法人につきましては、電算そのまま申告をされるのに、問題がないといっちはいけないんですけども、金額が大きいものですから、漏れがないようにしたわけです。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑ありませんか。佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 たばこ税の増税の件ですが、段階的に引き上げるということ、それから特に加熱式たばこの換算の方法が変わるということで、数字はいろいろと出ているんですが、ちょっと感覚的にわからないんですが、今の紙巻たばこ1本に対して現状の加熱式たばこ1本当たりを比較した場合に、現状確か5割か6割程度の差があると思うんですが、段階的に引き上げられて最終的に紙巻たばこ1本と現状の加熱式たばこ1本当たりの税金がどの程度の差になるのか、もしわかったら教え

ていただけますか。

○鈴木達雄委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 今現行の紙巻たばこというのは、葉巻、パイプたばこの1グラムにつき1本という計算をされておりますので、かなり金額としては差があります。

それが、紙巻たばこの0.4グラムを1本、それとあとは価格も影響してきまして、1本平均20円として計算したものとを足したものになりますので、価格としては紙巻たばこも加熱式たばこもそんなに差がなくなると思います。

現状としましては、今の加熱式たばこというのは会社のものによってすごい差があるものですから、今一概にはその差がどのくらいあるかというのは言えないんですけども、会社のものによって今は全然違っております。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 加熱式たばこなんですが、これはそもそもパイプたばこの中に入っていたという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 区別としましては、今まで区別がなかったものですから、批准するのにパイプたばこの1グラムを1本というような計算でやっておりました。

ですので、区分としては丸っ切り違うものであります。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第69号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第70号議案 新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第70号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 今議案となっております市有財産の無償譲渡についてですが、基本的には今後もこういった形で各公民館に当たるようなものは、各地区に譲渡して管理をしていただくという話を聞いておりますが、今回の事例に沿ってどういったプロセスでその辺の合意形成を各譲渡の相手方とされているのか、詳しくお伺いしたいです。

○鈴木達雄委員長 柴田財政課参事。

○柴田和幸財政課参事 こういった公施設の

実態として地元が所管しているもの、そういったものを地元のほうにとというのは、もともと平成22年度に地区説明会を行って、そこから進んでまいったわけなんですけども、今回のこの第80号議案の片山につきましては、公民館を管理してるのは生涯共育課になりますが、そこがまずは調整をいたしました。その調整を経まして、平成30年4月2日、片山区長と片山区自治会長、いわゆる認可地縁団体、法人格を持っているという形になるんですが、その連名で市長宛に市有財産の無償譲渡要望書が提出されたという経緯がございます。

ちなみに片山区自治会のほうは、平成29年、昨年12月28日に認可地縁団体として認可を受けて、いわゆる建物ですけども、今回法人として登記ができる、受け皿ができたということも進めていただいて、今回の譲渡という形に至ったということでございます。

○鈴木達雄委員長 竹下委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。理解いたしました。

こういった形で譲渡していくことによって、各地域によって自主的な管理をしていただくということなんですけど、そこに関して管理の一般的な仕方、ルールであったり、そういったものっていうのは市から何かしら提供しているのか、もう完全に各自治体に自由に任されているのか、その点についてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 柴田財政課参事。

○柴田和幸財政課参事 今回の案件にかかわらず、公民館というのはいわゆる地区の集会施設という形で公共的に使われているということでございます。その地区が管理してきたということ踏まえての譲渡でございますので、引き続き使用に当たっては地元で公共的に使っていただくということで、その辺の規定も当然地元のほうでつくられているということが前提でございますけども、同じように使われていくと考えております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第80号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第81号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第86号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第86号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第87号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 仕様の件ですが、いただいた資料にはエンジンのタイプがガソリンもしくはディーゼルということになっておりますが、最終的にガソリン車なのかディーゼル車なのか、どちらに決まったかということと、あと小型動力ポンプのメーカーがわかれば教えていただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 御質疑のガソリンもしくはディーゼルの件ですが、入札が30日でしたので、これを出したときにはまだ決まっておられません。議会が終わって議決をいただいてから契約に入っていきますので、その時点でガソリンかディーゼルが決まっています。ですので、いまのところどちらかという回答ができません。

それと、もう1点ですが、メーカーについては指定はしていませんが、一応B2型でメーカーは指定していません。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 今回3台ということで、3台はもう全く同じ仕様ということでよろしいですか。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 同じ仕様で、3台購入いたします。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 私もふだん消防団員として活動している中でよく聞く話が、よその分団とうちの消防車はちょっと違うよというポイントが、更新時期によって多少ずれがあるんですけど、今回導入する予定のポンプ付き積載車と、この1個前、以前に入れたときとで何か装備品が変わったりとか仕様が変わったとかいうものがございましたらお伺いしたいです。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 その件につきましては、入札で決まりますので、一応新城市としては同じ仕様書で提出をして、入札をしております。その他、細かいところは入札後のところで調整をしていくんですが、入札のときの仕様書はもうそのままの仕様書ですので、落としたときのメーカーによって仕様が若干違っているかもしれませんが、基本的には同じような仕様書、積載物で実施しております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第87号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査は終了したいと思います。

続きまして、陳情の審査のため暫時休憩といたします。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時21分

○鈴木達雄委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳情者、設楽ダムの建設中止を求める会代表、市野和夫氏から提出されました陳情「設楽ダムにかかわる陳情」を議題とします。

本日は、参考人といたしまして市野和夫さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として白井倫啓さんの出席も許可しております。よろしくお願いいたします。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、総務消防委員会の陳情審査のために御出かけいただき、ありがとうございます。

委員会を代表して、心からお礼申し上げますとともに、きょうは忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関して説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、市野さん、よろしくお願いいたします。

○市野和夫参考人 よろしく申し上げます。

ことしの2月19日付で市議会議長宛に、陳情「設楽ダムにかかわる陳情」ということで

出させていただきます。

身分にかかわることで、最初お断りだけしておきます。その当時は、設楽ダム建設中止を求める会の代表を私が務めておりましたが、その後代表は交代しておりますので、その点だけ御承知おきください。

それで、陳情の趣旨、お手元に文書が行ってるかと思しますので、それを一応読み上げさせていただきますが、陳情の趣旨、設楽ダム基本計画の上位計画であり、事業の根拠となっている豊川水系水資源開発基本計画、豊川水系フルプランと申していますが、目標年度2015年度、平成27年度を過ぎて、東三河地域の水道用水は十分に足りており、設楽ダムをつくる必要がないことが証明されました。

愛知県が県営水道の取水権を設定したまま設楽ダムが建設され、巨額の費用を負担すれば、県民・市民は不当に高い水道料金を払い続けねばなりません。当初、2,070億円とされた建設費は、既に2016年9月の第1回変更で2,400億円に、うち水道用水の愛知県負担金は264億円に増額されております。今後、建設費はさらに膨らむことは間違いありません。

右のグラフは、東三河の上水道の実績と計画を比較したものです。フルプランでは、基準年の平成15年から目標年度の平成27年に向かって需要が増加していくものと想定されました。フルプラン、このグラフで右側の一番背の高い棒グラフとなっております。これはフルプラン、計画です。

実績は、年々、その左側に示してあります毎年の実績は減少を続け、近年、平成20年に2番目の渇水年、これは国土交通省がこうなるよという見積もりをしたものですが、一番右側の棒でございます、最大給水量で示してあります。

この近年、平成20年に2番目の渇水年、これは10年に一度ぐらいの渇水に対応して水資源計画は立てられておりますので、そういう

意味です。近年、平成20年に2番目の渇水年にも供給不足にはならないことが証明されました。

水洗トイレ、洗濯機等の節水機能の改良が進み、機器設備の更新が続いていくことで、水道水の節水は今後も進んでいきます。

また、人口の減少も重なることから水道用水の需要がふえることはありません。

以上の趣旨により、下記の陳情をいたします。

ということで、愛知県が設楽ダムに設定した水道用水の取水権について、取り下げるように新城市議会の意見書をまとめて、愛知県に提出してください。こういう内容でございます。

これが、陳情の趣旨でございます。その背景について少し触れさせていただきますと、水道用水、現在の設楽ダム計画は、特定多目的ダム法に基づいて国土交通大臣が建設する多目的ダムです。特定多目的ダム法によりますと、都市用水、水道用水、工業用水、発電用水のいずれかを供給する目的をもったダムについて、特定多目的ダムという名前がついております。設楽ダムの場合は、そのうち3つの特定多目的ダムのうちの水道用水だけが特定多目的ダム法にかかわる内容になっております。

したがって、愛知県が、水道用水は足りているから水道用水を、実際の状況をちゃんと判断して、県民に負担が行かないようにという判断をして取り下げれば、この国が進めている設楽ダム事業は、法的な根拠を失って進めることができない、中止になると、そういうことになっております。これは、法律的な側面から言いました。

したがって、愛知県が余りきちっとした分析もしないで、水道用水こんなに要るよっていう計画を立てているので、無駄な公共事業がとまらないというそういう状況にあるわけです。したがって、愛知県議会がこの辺の状

況をきちっと判断できるように、ぜひ新城市議会から意見を具申していただければと思います。

これがとっても重要なことは、新城市にとってとっても重要なことは、豊川水系というのは物すごく大切な自然環境になっております。新城市、特に旧鳳来町の皆さんは、よくもう御自分の目でごらんになっているのでよくおわかりになっていると思いますが、宇連ダム、大島ダム、それから大野頭首工、3つの大きなダムをつくって、宇連川水系は惨たんたる状態になってしまいました。昔は大変おいしいアユが友釣りで幾らでも釣れる川だったと思いますが、今はどうしようもない状態になっています。

もう既に豊川の中下流部に、現在の新城市内の豊川の本流も、大変アユの友釣りには厳しい状態になっておりますが、これは寒狭川頭首工ができたほぼ同じころから、寒狭川からも砂やれきが流れてこなくなったんですね、とまっちゃったんです。それで、砂やれきが来ない川っていうのはアユが満足に育たない、育たなくなります。アユは丸い石をなめて、その石の表面についた藻を食べて成長しますが、その藻を砂れきが増水したとき、雨のあと、水量が多くなったときに、砂や小さいれきが川を流れて丸石の表面を磨くことによってアユが好む新鮮な藻が生えるわけです。そのことがなくなっちゃって、非常にぐあいが悪くなってきています。

これは、寒狭川からの砂れきがとまって、20年近くなってきました、最近の豊川のアユは物すごく小さくなって、ぐあいが悪いと。友釣りできるような川で、段々なくなっている。愛知県の中では、ほんとに貴重な清流として豊川、これまで知られてきました。このまま推移して、設楽ダムができますと、無駄な施設として、それが上流にできますと、さらにひどい状態になるだろうということで、ぜひそういう環境問題を含めて、新城市の大

切な財産だと思います。この財産をきちっと守り抜いていくというそういう意味からも、今回の市議会から愛知県及び愛知県議会への意見書を出していただけますと、大変うれしく思います。

以上のような趣旨を御理解いただけると大変幸いに思います。

○鈴木達雄委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、御意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますけれども、参考人は委員長の許可を得てから御発言いただくようお願いいたします。

また、委員に対しては質疑をすることができませんので、御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 先ほど述べた中にある愛知県がまだ水道事業に対して、国も新城市のほうの水道ビジョンのところを私見てみますと、人口が減っていくのもあるし、税収も減ると。そして、またこういう不要なものがなくなれば負担が減るということを今お聞きしております。

それで、今国のほうでは、どのような水道事業に対する考えがあるかを端的に説明していただけますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 市野さん。

○市野和夫参考人 水道事業について、余りきちっと詳しく調べておりませんが、一般的には水道用水は減少しているというそういう認識ははっきりしております。需要は今後も減り続けるというね。

だから、そういう状況に対して、国は政策面でどういうふうに対応していくかというのは、多少まだ未確定なところがあるんだと思いますが、一方で議論としては水道事業の民営化・広域化というような動きが出ておりますし、もう1つ水資源開発基本計画フルブラ

ンの改定の作業のほうでは、異常渇水だとか、異常な豪雨ですね、物すごく大量に降ったり降らなかつたりするというそういう気象変動の影響が出てきているので、それに対応していくという考え方が出されておりますが、まだ一般論として出てきた段階で具体的にこうしていくという、特に豊川水系どうしていくということは全く出ておりません。

これは、実は2013年の3月に、豊川水系のフルプランの中間点検をするという会議の第1回目が豊橋で招集されたんですが、その後ダム計画に触れるということらしくて、その後数回議論をして、中間報告をまとめるという当初の報告だったんですが、1回限りで終わりになって、その後全く現在のフルプランの見直しはなされていないんです。もう外れたままの状態、そのまま来てます。予測が外れた、この状態のままですね。このグラフに書いてある、この状態のままで現在まで来てます。

豊川水系についてどうするという具体的な提案は、今は出ておりません、今後、出るかもしれません。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では、国の水道ビジョンというのがあって、今言ったところから見ると、この新城市から東三河全体を見ても、人口の減少とか、設楽ダム、僕が感じているところは水位を減らせば災害が減るということはあったんですが、実際ダムができなくても水位が減ったというのは、国土交通省のほうで、私、新城市の川田なんですが、対岸の竹の処理とかいろんなことで随分水位が減ってきたというのを言ってますので、この設楽ダム自体が当初の多目的ダムの中の電力開発がまずなくなって、次に農業用水は使わないと。そうすると、水道用水だけのための設楽ダムだということを言ってると思います。

それが、水道用水だけじゃなくて水源関係で今言ったように、自然環境破壊にもつなが

るといことは、やっぱり重大な影響がこのダムにはあるわけでしょうか。

○鈴木達雄委員長 市野さん。

○市野和夫参考人 設楽ダム計画は治水と利水と環境も一応掲げているんですが、その中でおっしゃるとおり、治水のほうはここの一畝田の河川敷を大きくしゅんせつして、水の通りをよくしたり、かなり治水事業は進んでおります。

それで、設楽ダム、最上流にできるダムとしてはそれほど大きな治水効果は下流の洪水対策にはならないので、河道の改修のほうが効果的だと私は考えております。

それから、利水のほうで豊川用水は農業用水が7割方占めてる、目的としてはですね。水道用水と工業用水があって、工業用水は当初の目標よりはるかに低いところに実績がなってます、とても設楽ダムで目標を掲げるような状態にはないという。

設楽ダムで確保しようというのは水道用水のみなんです、発電は当初からありませんから。水道用水が、したがって要らなくなれば目的の大半はなくなるということです。

それから、環境という目的が掲げられておりますが、この環境、流水の正常な機能の維持というふうに国土交通省ダム事務所は言っておりますが、渇水時、異常渇水のときのためにダム湖に水をためておいて、渇水が続いたときに上流から放流をして、下流の水を確保すると。川にも水を流して、水道用水やその他の利水にも支障がないようにすると。その目的のために、ダム湖の水の大半が使われるという計画になっております。

それから、利水目的の82%ぐらいだったと思いますが、その渇水のときのために水をためておく。7,300万立米が利水容量ですが、そのうちの6千万立米をその流水の正常機能の維持のために使うという、そういうダム計画なので、これは全国的にみても途方もないダムなんです。

ほんとに水が足りないならば、それだけ大きな目的が、利水目的としてあるはずなんです。水は足りているので利水目的としてはちょっとわずか掲げているだけで、それも実はこの水道用水のように見てみると、はるかに実績のほうは目標よりも小さい値になっておるといことです。

そんなことでよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 ありがとうございます。
ほかに質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 先ほど、特定多目的ダム法において利水目的に水道水という話だったんですが、私が説明を受けた中では、やはりかんがい用水としての利水があるということを知っているんですが、その点は。

○鈴木達雄委員長 市野さん。

○市野和夫参考人 多目的ダムといいますとかんがい用水も入るんですけど、特定多目的ダムの特定がつかますと、水道用水と工業用水と発電用水、この3つに限られます。かんがい用水、農業用のダムについては外れますので。

特定多目的ダム法というのが、日本の高度成長を確保するための高度成長期のための法律につくられた法律で、都市用水を確保するのにダムをつくりやすくすると、そういうためにまとめられた法律ですので、今のように環境を重視する時代としては、ちょっと時代おくれの法律になるかと思いますが。

だから、その法律に基づいてつくられているダムなので、水道用水が設楽ダムについては唯一の法的根拠になります。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、もう1つ、受益者負担の点から伺います。

受益者負担というのは、当然その水を使う権利者がそれによって利益を受けるとい

ますが、説明によりますと、受益をする比率が落ちていくということは、このまま今使っている水の量が減るといことは、税収は減って、新城市にとっては収入が減ってくると思うんです。

しかし、つくることによって受益者負担というのは、つくるときに3億円繰り出していると思うんですが、これからまたいろんなつくるときに受益者負担は当市から出ていくということで、収入は減る、受益者で県に払うべき負担は上がっていくということになるのでしょうか。ちょっと言い方おかしいですけど。水は減る、税金は上がる。

○鈴木達雄委員長 市野さん。

○市野和夫参考人 水道用水に関してということよろしいですか。

○山田辰也委員 はい。

○市野和夫参考人 水道用水に関しての受益者は、市民・県民ということに、設楽ダムの場合は東三河の住民ということになるかと思いますが、特に下流部の住民。

それで、水道用水を開発するのは愛知県です。愛知県の企業庁が運営している県営水道、県営水道の水道料金にこれが反映するわけですね。だから、具体的に何円上がるんだというような話はちょっと全て込みで計算するので、尾張まで含めてね、難しいんですが、水道を使っている受益者がこの当初かかった建設費を、建設費は愛知県がまとめて払います、かかった分だけ、その年にどんどん払っていきますのでね。それを愛知県の県営水道のほうの会計で後払いで、住民が水道を使った分だけ上乗せして払っていくという構造になるわけです。

そういうことでよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 御説明、ありがとうございます。冒頭、今代表者が交代されていると

ということでしたが、今の代表者のお名前をお伺いすることはできますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 市野さん。

○市野和夫参考人 今、共同代表になっておりまして、当議会の議員さんでもある澤田恵子さんと、それから倉橋英樹さん、こちらの方は豊川市議会の議員さんでもあります。このお二方が現在の共同代表を務めております。

○鈴木達雄委員長 竹下委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。今、お話をお伺いした中で、需要がどんどん減っていくよということは理解できましたが、需要と供給のバランスによって上水道に関しても、やっぱりほんとにダムが必要なかどうかとかってというのが変わってくると思ひまして、その中で自分も今後供給のほうを、どれぐらい雨が降って水が十分に足りるかとかいうところの認識がまだまだ足りない部分がありますので、そういった立場でいろいろ勉強をされていることも多くあるかと思ひますので、どれぐらい水が今後推移していくのかということもやっぱり需要とあわせて知りたいなと思ひましたので、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 市野さん。

○市野和夫参考人 水供給、自然に天から降ってくる雨に、我々結局は依存しているので、気候変動など大きな変動があると、その影響は出てくるかと思ひますが、豊川水系の豊川の流量を見ている限り、そんなに大きな変動は、年によって半分ぐらいになる年あります、平年のね。そういう年でも、2分の20の安定供給は、このくらい水道用水は確保できるというのが国の見積もりでもあるので、まずきちっとした水管理をやっていれば大丈夫だと思ひます。

これは、自然現象なのでそれはいろんな何十年に一度というような渇水があったから足りなくなったのではないと言われるかもしれませんが、そういうことがあるかもしれませんが、きちっと水管理をしていく限り通常の

年は大丈夫だと。

特に問題になるのは、実はかんがい用水なんです。豊川用水は、かんがい用水も工業用水も水道用水も一緒に供給して、どっちかがだぶだぶ使ってしまうと足りなくなる可能性があるわけです。かんがい用水についての水管理が、極めて不完全な状態にあります。あちこちで、パイプ方式にして、水漏れを少なくするというようなことは行われてきておりますが、それでも蛇口をあげっ放しにして水を流れ出し放題にしている田んぼがまだたくさんあります。これ、見て回るとすぐわかると思ひます。農家の水管理も大変なんですけど、農業用水の蛇口の調整をきちっとすれば、大変な水は余りになります、豊川用水。

実は、総合用水事業で、大きなため池をたくさんつくりました、下流部にもね。ですから、上流で雨が降ってたくさん川に水が流れているときに、どんどん取り込んでためておくという非常に有効な仕組みができています。

これ、上流に小さいダムをつくるよりは、下流部に大きなため池をつくって川からどんどん取り込んでためていくというと、流域面積が大きいですから、上流部にダムをつくっても流域面積小さいからそこに降った雨しか利用できないんですね。下流で、牟呂松原の頭首工などからも、大野頭首工と寒狭川頭首工、牟呂松原頭首工と3つの取水堰がありますが、牟呂松原はまだ貯水池には直結はしていませんが、大野頭首工から取り入れた水を大きな調整池と呼ばれているため池に洪水導入と呼んでます、水機構の方は。洪水時の後の水がたっぷりあるときにどんどんため込んでおくと。

実際に、都市用水にしろ、かんがい用水にしろ、今必要ではないけれども、後に雨が降った後、日照りが続くときに必要だということで、どんどん先に取り込んでおくと、こういう仕組みが総合用水事業が2002年度に完成

しております。

ですから、これをうまく運用しているので、小さい川、豊川水系からですが十分な水を取っています、豊川用水は、取れています。ですから、雨が全く降らないのでは水不足に、どんな設備をつくったとしてもなりますが、現状で豊川の寒狭川頭首工と大野頭首工より上の広範な領域に降った雨をため込む仕組みが既にでき上がっていますから、心配することはまずないと思います。

かんがい用水の蛇口だけ、蛇口の管理だけきちっとすると。これは、水を使っただけ、農業用水も使っただけお金を出すという仕組みにすれば、みんなすぐ締めるようになります。そういう仕組みを工夫すれば、完全に大丈夫です。農業用水のほうで蛇口があけっ放しの状態が今あるということだけ、お伝えしておきたかったと思います。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 今後の気候変動でゲリラ豪雨というのも懸念されているわけなんです、ダムというのは洪水対策の1つとしてもあるんですが、そのあたりのお考えとかを聞かせていただけるとありがたいです。

○鈴木達雄委員長 市野さん。

○市野和夫参考人 今回の請願、陳情とは直接関係していませんが、治水事業、設楽ダムの洪水対策に関しては、一応こんなふうを考えております。

上流に非常に大きな洪水調節容量をつくっています。1,900万立米が洪水調節容量だと思っています。利水容量は1,300万立米、流水の正常な機能の維持が6千万立米、これが大半なんです。1,900万立米というと、設楽ダムに雨が流れ込む流域としては、非常に大きなためです。まるまる3百ミリの雨全部を一度期に降ったとしても、ため得ることができる大きな器なんです、そういう大きなた

めをつくっても、設楽ダムの最上流部の小さい流域に降った雨しかコントロールできないんです。そのほかの宇連川水系だとか、寒狭川でもほかの支流の部分については、何も調節できませんので、一番源流部、最上流部につくったダムというのは、大きな治水効果は発揮できないんです。

だから、その他の地域に降った雨は制御できませんので、非常に限定的です。豊川水系だと台風が来て、台風が通過する最後の大雨が降るときに下流部で大きな洪水が起きることが多いんですが、その場合、例えば宇連川水系の大島ダム近辺でたくさん降ったというような場合には、設楽ダムは全く役立たずということになる。

そういったことも含めて、当たり外れがあるんです、設楽ダムで。設楽ダムの場所で大雨が降ればある程度の効果が下流部に出てきますが、全く働かないこともある。

だから、下流部の川の道、水の流れる堤防と河道の状態をきちっと手入れをしたほうが確実です。どんな雨にも対応できるというそういうことだと考えております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了いたします。

本日はまことにありがとうございました。以上といたしたいと思います。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時16分

○鈴木達雄委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 私は、本件の採択について、反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

東三河地域は、昭和44年8月の戦後最大の洪水をはじめとし、これまでも幾度も洪水による被害を受けてまいりました。このため、豊川放水路の機能や狭窄部の改修工事などを実施してきましたが、近年でも平成23年9月には台風15号で大きな水害を発生することとなっております。災害の危険性の解消に至ってはいません。

全国的にも頻発している短期間での集中的な多量の雨が降るいわゆるゲリラ豪雨、そういう対策についても心配しているところでございます。

利水面では、豊川下流域は全国的にも最も水需要の逼迫した地域であり、これまで幾度となく渇水による節水対策が実施され、農産物の生育、または工場の生産に大きな影響が及ぼされました。

平成25年は、約54日間の長期にわたって最大取水制限を40%ということで、大きな制限をしてまいりました。豊川下流域の住民や自治体にとって設楽ダム建設による恒久的、安定的な水の確保は長年の悲願であり、この地域の将来にわたる発展に向けて大切なことであります。

東三河地域は、古くから豊川の水によって深く結びついております。上下流が一体となって発展してきました。設楽ダム建設事業は、昭和48年11月の設楽町への調査申し入れから36年の歳月を経て、平成21年2月によりやく建設同意を受け、現在転流工工事が始まっております。この間の設楽町民の御苦勞、田地田畑、山林など貴重な財産を東三河の発展のために協力して下さっております。

地権者の思いを重く受けとめ、豊川下流域の自治体と愛知県が一致協力して全力で取り組んでいかなければなりません、そのように

認識しております。

こうしたことから、流域全体の総意として、設楽ダム建設の推進を強く要望しているところでございますし、東三河地域のさらなる発展はもとより、愛知県全体の産業振興に寄与する重大な施設であると確信をしております。

以上の理由から、本件は賛成できないことを申し上げておきます。

なお、昨年春、8市町村東三広域連合議会は、議長、副議長、また議会運営委員会の私も設楽ダムの転流工工事視察をはじめ現地を確認し、勉強をさせていただいております。東三河は一体で動いているという事業でございます。

以上で、本件につきまして反対の立場からの意見を述べさせていただきました。よろしくお願ひします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 私は、「設楽ダムにかかわる陳情」について、採択の立場で討論をさせていただきます。

設楽ダムは、昭和48年、約45年も前に当時の建設省と愛知県が計画をしたものです。長い時の経緯とともに、経済も生活様式も変化をしました。特に、人口減少による水の需要は著しく減少を続けています。加えて、家庭用の機器も節水機能が向上し、大切な水を無駄に使わなくなりました。

しかし、市の立場からすると、水需要が減ることにより税収が減り、いずれ水道料金も高くなると考えられます。設楽ダムが建設されれば、受益者負担も相当なものになり、なお一層税負担は徐々に市民の生活を圧迫すると考えられます。

それだけではなく、新城市の大切な自然さえ壊し、下流域にも大きな影響を及ぼします。ダムができるたびに、豊川の清流はにがり、アユは遡上しなくなります。

本体建設工事2,400億円とも、3千億円とも言われるこの設楽ダム建設事業をいま一度考えなければいけません。将来の子供たちにいろんな面で大きな負担を強いる結果になります。

よって、この設楽ダムにかかわる陳情で愛知県に意見書を出すことは必要だと考えます。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

賛否両論がありましたので、起立により採決をいたします。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立少数と認めます。よって本陳情は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時25分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長